

## 胎内農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について

胎内市公告第 27 号で公告した胎内農業振興地域整備計画の変更案について、当市の住民は、令和 8 年 1 月 26 日（注：縦覧期間満了の日）までに、下記により市に意見書を提出することができます。

記

### 1 意見書の提出先及び問合わせ先

〒959-2693

胎内市新和町 2 番 10 号 胎内市役所 農林水産課 農業企画係

電話 0254-43-6111（内線 1247）（問合せ用：電話での意見は受け付けません。）

FAX 0254-43-6979

E-mail nousei1@city.tainai.lg.jp

### 2 意見書の提出に当たっての注意事項

#### (1) 提出方法

前記の窓口へ持参又は郵送、ファクス、E-mail 等いずれかの書面化できる方法とし、電話での意見は受け付けません。

#### (2) 住所等の表記

個人が意見書を提出するときは住所、氏名、職業を、法人が意見書を提出するときは法人名、代表者名、事務所の所在地を記載してください。

#### (3) 意見書の公表

提出された意見書は、公表する場合があります。ただし、特定の個人が識別できる個人情報、財産権等を害するおそれがある等のときは、公表の際にその部分を非公表にすることがあります。

#### (4) 意見書の取り扱い

提出された意見書に対する個別の回答はしません。ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により、提出された意見書の要旨及びその処理結果を公告します。

#### (5) その他

胎内農業振興地域整備計画の変更案以外に対しての意見書の提出はできません。